

港湾・漁港区域内における道路等の適正管理についてのお願い（2021/1/4）

福島県相馬港湾建設事務所

相馬港及び相双管内の各漁港周辺の公共用地は、道路を含め港湾・漁港区域に指定されており、占用または一時使用を行う場合は、許可や届出が必要となります。

最近、当該区域内の道路や敷地に無許可で日常的に私有車を駐車するなど、通行や漁業活動の支障になっている事例が見受けられます。

万一、道路などにはみ出た私有車や不法占用物を原因とする事故やトラブルなどが発生した場合、その所有者や占用者にも損害賠償責任を問われることとなりますのでご注意ください。